



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

申告期限延長に伴う納税口座振替日変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税・贈与税及び消費税の確定申告期限が4月15日(木)に延長されました。これに伴い、納税の口座振替日も変更となっております。ご注意ください。

なお、2月2日(火)までに申告が終わられた会員の皆さまには、延長前の口座振替日をお伝えしております。変更後の振替日のご確認をお願いいたします。

振替納税ご利用の場合の振替日

〈延長前〉

申告所得税及び復興特別所得税	4月19日(月)
上記延納分	5月31日(月)
消費税及び地方消費税	4月23日(金)



〈延長後〉

申告所得税及び復興特別所得税	5月31日(月)
上記延納分	
消費税及び地方消費税	5月24日(月)

※延納届出をした場合でも5月31日(月)に全額が引き落とされます。

個人事業主に最大30万円 一時支援金の申請が始まっています

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、福岡県を含めた一部地域に対して、1月に2回目の緊急事態宣言が発令されました。福岡県では2月28日をもって解除されましたが、昨年に引き続き事業に大きな影響を受けている方も多くいらっしゃると思います。

今回の一時支援金は、緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業に関連して影響を受けた事業者や、外出・移動の自粛により、大きな影響を受けた事業者の中で、2021年1月から3月までの期間における売上が前年又は前々年と比較して50%以上減少した方が対象となっています。以下に経済産業省から発表されている内容を掲載します(記事は個人事業主を対象としております)。

給付条件 ①2019年以前より事業を行っている事業者の中で、緊急事態宣言の再発令に伴い、宣言地域の飲食店と直接・間接の取引があること(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)。

または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛により、直接的な影響を受けた事業者であること(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者など、接客に関連して人流減少の影響を受けた事業者を想定)。

※2019年中及び2020年中の新規開業者には別途、特例計算があります。

②2021年1月～3月のいずれか1か月の売上金額が、2019年または2020年の同月と比べて50%以上減少している事業者であること。

③今後も事業を継続する意思があること。

<注意!> 今回の一時支援金は昨年の持続化給付金とは違い、飲食店の時短営業や、外出等の自粛により影響を受ける事業者以外は給付の対象となりません。

給付額 「対象年として任意に選択した2019年または2020年の1月～3月の売上合計」－「2021年の同月比▲50%以上となる任意に選択した1月～3月の売上×3」で計算される減少額を給付、ただし上限30万円

申請の時期 申請期間：令和3年3月8日(月)～令和3年5月31日(月)まで

申請手順 ①2019年及び2020年分の確定申告書類など所定の書類を揃える。

②一時支援金申請ホームページ(<https://ichijishienkin.go.jp/>)で仮登録(申請IDの発番)を行う。

③登録確認機関(当会)にTELし、事前確認を行う(事前確認通知番号を発番します)。

④一時支援金申請ホームページまたは申請サポート会場で給付申請を行う。

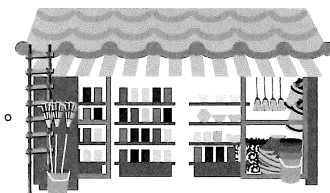
※電話での事前確認が可能なのは、会員の皆さま限定です。会員外の方は、電話での確認はできません。

必要書類 ①2019年及び2020年分確定申告書・決算書、対象月の売上台帳、本人確認書類、給付金の振込先通帳 など

②宣誓・同意書(様式あり)、一時支援金に係る取引先一覧情報(様式あり) など

ご準備いただく書類の詳細については、一時支援金申請ホームページにてご確認ください。

持続化給付金と異なり登録確認機関での事前確認が必要です。会員の皆さまは、当会にご連絡ください。また、登録確認機関では申請者が給付対象であるかどうかの判断はできません。当会では事前確認は行えますが、給付申請はご自身で行ってください。給付対象となるか不安な場合は、申請サポート会場で申請を行ってください。



表面では国（経済産業省）からの支援策を掲載しましたが、裏面では福岡市からの支援金について概要を掲載します。そのほかの自治体については、各市町村ホームページなどでご確認をお願いします。

売上が減少した事業者への支援金（福岡市）

給付の対象となる事業者

緊急事態宣言に伴い、飲食店の時短営業や外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者の中で、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や「福岡県感染拡大防止協力金」の対象とならない事業者のうち、以下に該当すること（一部抜粋）。

- ①福岡市内に事業所があり、2021年1月～3月のうち、ひと月の売上が2019年または2020年の同月比30%以上50%未満減少した月がある事業者（ただし、売上以外の条件が国の一時支援金の対象となる事業者）
 - ②2019年以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。
- 国の一時支援金の「対象となる事業者」については表面でご確認ください。また、2019年以降の新規開業者等向けには別途、特例計算があります。

給付額

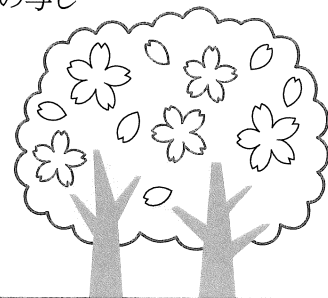
「2019年または2020年の1月～3月の売上の合計額」－「2021年の同月比▲30%以上の対象月の売上×3」で計算される減少額を給付、ただし上限10万円

申請に必要な書類

- ①2019年及び2020年の確定申告書・決算書、2021年の1月～3月の売上が分かる帳簿書類、宣誓・同意書（様式あり）
 - ②事業所等が福岡市内にあることが確認できる書類、取引先情報一覧（様式あり）、取引を確認できる書類の写し
 - ③本人確認書類、給付金の振込先通帳の写し など
- ※詳細は福岡市ホームページでご確認ください。

申請の方法・時期

- ・インターネット（<https://fukuoka-jigyoushashien.jp/>）または郵送での申請となります。
- ・申請期間：令和3年3月10日（水）～令和3年6月14日（月）まで（郵送の場合、消印有効）



義務表示が
総額表示が
つけられます！

4月1日より、商品やサービスの価格を表示する際には総額（消費税込みの金額）での表示が義務付けられます。値札やメニュー表・ホームページ・広告などは、消費者が支払う総額が一目でわかるような価格表示にしておかなければいけません。

（例）税抜き5,000円の商品（消費税率10%のもの）の場合

5,500円
5,500円（税込み）
5,000円（税込み5,500円）

税込み価格が明瞭になれば
税抜き価格と併せて表示可能

5,000円（税抜き）
5,000円+税

支払総額が表示されていないもの



購入する消費者側からすると、税込みの総額表示の方がありがたいような気がしますが、事業者側からすると表示を書き換える手間とコストの負担が大きいですね。

今月の行事予定日

日付	内容
4月15日(木)	所得税・贈与税・消費税の申告期限
	税務相談日
5月10日(月)	税務相談日
5月14日(金)	法律相談日

税務相談日

4月15日(木)、5月10日(月)

10時～12時 / 13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

法律相談日

弁護士の橘先生による無料の相談会

5月14日(金) 15:00～17:00

ご希望の方はご予約をお願いいたします！

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aiiro-f.com HP: <http://aiiro-f.com/>

Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176

当会発信専用番号:070-5416-5221

編集
後記

例年、4月号の青色だよりは休刊とさせていただいておりましたが、今年も申告期限の延長や、国・各自治体からの新型コロナウイルス感染症に関する支援策が新たに公表されていますので、昨年に引き続き発行させていただきました。

また、皆さまのご協力により令和2年分の確定申告もほとんど完了することができました。来年以降も、お早目の申告にご協力をお願いします。